

2018年12月12日

経済産業省・文部科学省

日本原子力研究開発機構・原子力発電環境整備機構

北海道平和運動フォーラム

代表 江本秀春

代表 清末愛沙

代表 長田秀樹

北海道幌延町の「深地層研究センター」にかかわる要請について

<要請趣旨>

貴職におかれましては、日頃より、国民生活の維持向上にご尽力されていることに対し敬意と感謝を申し上げます。

さて、北海道幌延町の「深地層研究センター」をめぐっては、北海道は「放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」との条例を制定し、北海道および幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃料サイクル開発機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物を持ち込まない」「研究終了後は埋戻し、最終処分場としない」などとする「幌延町における深地層の研究に関する協定書（「三者協定」）」を締結し、「深地層研究」がすすめられています。

当初、「20年程度」とされていた「深地層研究センター」について未だに埋め戻し時期などが明らかとなっていないばかりか、従来「研究」と「処分」は明確に別としていましたが、昨年5月に処分事業を担う原子力発電環境整備機構（NUMO）との連携を深める形で、地層処分基盤研究開発調整会議を地層処分研究開発調整会議に改組しました。なし崩し的に研究期間の延長や研究と処分の一体化をすすめるもので断じて認めることはできません。

北海道幌延町における「深地層研究計画」について、下記のとおり要請いたしますので、誠意ある対応をお願いいたします。

＜要請事項＞

1. 北海道および幌延町、核燃料サイクル機構（当時）において締結された「幌延町における深地層の研究に関する協定書（「三者協定」）」を遵守すること。
また、「三者協定」に関して、以下の事項を再度、明らかにすること。
 - (1) 研究期間中や研究終了後においても、放射性核廃棄物を持ち込むことや使用することはしないこと。
 - (2) 研究終了後は、地上の研究施設を閉鎖し、地下施設は埋め戻すこと。
 - (3) 幌延の深地層研究センターを将来とも、放射性廃棄物の最終処分場としないこと。

2. 当初計画である「20年の研究期間」を遵守すること。また、終了年度を明らかにすること。

3. 「特定放射性廃棄物の持ち込みは受け入れ難い」とする「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」にもとづき、北海道内のすべての自治体に対して、最終処分地の候補地選定に向けた「文献調査」の申し入れは行わないこと。

4. 地層処分研究開発調整会議を地層処分基盤研究開発調整会議に戻し、「研究」と「処分」明確に区分すること。

以 上